

生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

### 記

#### 1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

#### 2 訴訟の目的

生活保護法第78条及び地方自治法施行令第159条に基づき、被告に対し、1,441,700円の納付を求める。

#### 3 事件概要

2001年5月17日から2016年4月30日までの間、生活保護費を受給していた被告は、生活保護費受給中の就労収入について、過少に申告し、生活保護費2,386,074円を不正に受給した。このうち、1,339,274円の納付を受けたが、いまだに1,046,800円の納付がなされていない。

また、生活保護費の算定に用いた推定収入額を、実際の収入額が上回ったため、生活保護費460,418円が過払いとなった。このうち、65,518円の納付を受けたが、いまだに394,900円の納付がなされていない。

これらの合計1,441,700円について納付を求めてきたが、いまだに納付がないため、訴訟を提起するものである。